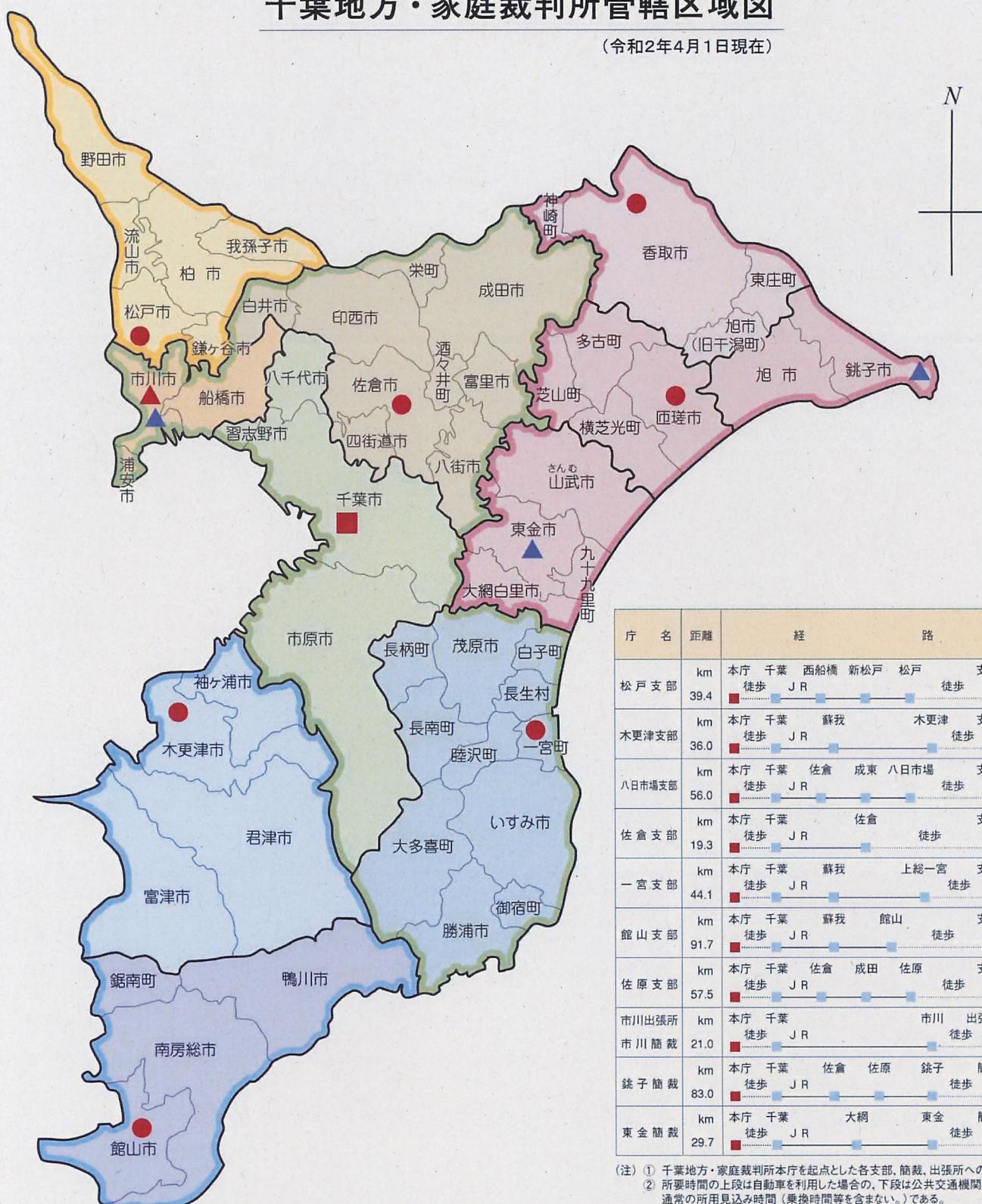


千葉地方・家庭裁判所管轄区域図

(令和2年4月1日現在)



(注) ① 千葉地方・家庭裁判所本庁を起点とした各支部、簡裁、出張所への経路である。
 ② 所要時間の上段は自動車を利用した場合の、下段は公共交通機関を利用した場合の通常の所用見込み時間（乗換時間等を含まない。）である。

凡 例	
■ 本 庁 所 在 地	● 支 部 所 在 地
▲ 出 張 所 所 在 地	▲ 簡 裁 所 在 地
地 裁	本 庁
家 裁	松 戸 支 部
家 事 事 件	佐 倉 支 部
	一 宮 支 部
	市 川 出 張 所
	木 更 津 支 部
	鶴 川 市
	佐 原 支 部
	大 綱 支 部
	東 金 支 部
	八 日 市 場 支 部
家 裁	本 庁
家 事 事 件	松 戸 支 部
家 裁	木 更 津 支 部
少 年 事 件	八 日 市 場 支 部